

事務連絡
令和7年2月7日

関係者各位

宮崎市障がい福祉課長
(公印省略)

特定障害福祉サービス及び特定障害児通所支援の総量規制について

平素より本市障がい福祉政策の推進につきましてご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）に定める「特定障害福祉サービス」（生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める「特定障害児通所支援」（児童発達支援、放課後等デイサービス）における総量規制の考え方については、昨年度策定した第7期宮崎市障がい福祉計画及び第3期宮崎市障がい児福祉計画（第7期計画）を踏まえ、下記のとおりとします。

記

1 総量規制とは

特定障害福祉サービス等については、適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、障がい福祉計画等において、必要なサービスの量をあらかじめ定め、新規指定や指定の変更の申請があった場合に、必要量に既に達しているか、またはその指定等によってその量を超えることになると認めるとき、その他障がい福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、指定等をしないことができると規定されており、このことを「総量規制」と呼びます。

2 総量規制を実施する障害福祉サービス等の種別

次に示す障害福祉サービス等は既指定分の利用定員が3に示す計画値を超えているため、総量規制を実施します。

(1) 生活介護

(2) 児童発達支援

なお、共生型サービスの場合は、総量規制の対象とはなりません。

3 利用定員数（既指定分）及び利用見込量（計画値）

◎特定障害福祉サービス

サービス種別	①利用定員数 R7. 4. 1 時点	②第7期計画見込量（利用者数）				7年度の ①と②の差
		圏域計	宮崎市	国富町	綾町	
生活介護	1,296	1,174	1,084	70	20	▲122
就労継続支援A型	513	565	531	25	9	52
就労継続支援B型	1,038	1,090	995	65	30	52

◎特定障害児通所支援

サービス種別	①利用定員数 R7. 4. 1 時点	②第7期計画見込量（利用者数）				7年度の ①と②の差
		圏域計	宮崎市	国富町	綾町	
児童発達支援	381	297	267	20	10	▲84
放課後等デイサービス	1,071	1,493	1,394	75	24	422

※①の利用定員数については宮崎市・国富町・綾町の合計数になります。

※共生型生活介護、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスは除きます。

4 就労継続支援A型について

既指定分の利用定員が3に示す計画値を超えておらず、過去の申請実績を踏まえると、直ちに計画値を超えることはないものと予想されるため、令和7年度は選考を実施せず、逐次、事業所開設の相談を受ける事とします。

5 就労継続支援B型について

既指定分の利用定員が3に示す計画値を超えていないため、計画値を超えるまでは指定を行います。3の状況から、計画値を超える新規指定や定員増の申請があることが想定されます。

そこで、計画値を超える申請があった場合は、市の定める基準に基づいて指定を行う事業所を選考いたします。（選考の結果、指定を行わないことがあります。）

新規指定や定員増の募集については、4月初旬頃にホームページ等で案内を行う予定ですので今しばらくお待ちください。

6 放課後等デイサービスについて

本サービスについては、直ちに利用定員が3に示す計画値を超えることは想定されませんが、新規指定等によって計画値を超える場合は、2に示すサービスと同様に総量規制を実施することがあります。

7 本通知の適用日

令和7年4月以降の申請を対象とします。

8 留意事項

- (1) 本通知は令和8年3月1日指定分までを対象とします。(令和8年1月上旬までに事業計画等を提出する必要があります。)
- (2) 宮崎県東諸県圏域(宮崎市、国富町、綾町)での指定状況によっては、3の「6年度の①と②の差」が変更になる場合があります。

8 根拠法令(別紙参照)

- (1) 障害者総合支援法第36条第5項
- (2) 児童福祉法第21条の5の15第5項

【文章取扱】

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市福祉部障がい福祉課 審査給付係
TEL 0985-42-6442

障害者総合支援法

(介護給付費又は訓練等給付費)

第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、・・(略)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第36条 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第1項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3～4 (略)

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第1項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第89条第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更)

第37条 指定障害福祉サービス事業者は、第29条第1項の指定に係る特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

障害者総合支援法施行規則

(法第36条第2項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第34条の20 法第36条第2項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第34条の22において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就

労継続支援B型とする。

地方自治法施行令

(障害者の自立支援に関する事務)

第174条の49の12 地方自治法第252条の22第1項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2章第2節第3款及び第5款、第3節第1款及び第3款、第4節並びに第7節、第78条第1項、第4章並びに第93条第2号(同項に関する部分に限る。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第40条の規定により、都道府県が処理することとされている事務・・・(略)・・・とする。この場合においては、次項及び第3項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

児童福祉法

(障害児通所給付費)

第 21 条の 5 の 3 市町村は、通所給付決定保護者が、第 21 条の 5 の 7 第 8 項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第 7 項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

(指定障害児通所支援事業者の指定)

第 21 条の 5 の 15 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

② 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第 5 項並びに第 21 条の 5 の 20 第 1 項において「特定障害児通所支援」という。）に係る 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

③～④ (略)

⑤ 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第 1 項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第 33 条の 22 第 2 項第 2 号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第 1 項の規定により当該都道府県が定める 都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定をしないことができる。

(指定の変更の申請等)

第 21 条の 5 の 20 指定障害児通所支援事業者は、第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定に係る特定障害児通所支援の量を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

② 第 21 条の 5 の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

児童福祉法施行規則

(特定障害児通所支援)

第18条の30の2 法第21条の5の15第2項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。

地方自治法施行令

(児童福祉に関する事務)

第174条の49の2 地方自治法第252条の22第1項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。)が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項並びに第3項において準用する第174条の26第3項、第4項、第5項前段及び第6項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。(中略)